

令和 8 年第 7 回浜松市農業委員会総会会議録

1 開催日時及び会場

令和 8 年 7 月 16 日(木) 午後 2 時 30 分～午後 4 時 00 分 浜松市役所 8 階 全員協議会室

2 出席状況※委員氏名の数字は議席番号

出席委員 22 名

岡野慶春①、松島好則②、青木俊博③、谷野哲生④、江間栄作⑤、中嶋宗一⑥、鈴木満彦⑦
足立侑律⑧、島英雄⑩、岡本純⑫、山中秀三⑬、安間利和⑭、後藤剛⑮、平野和重⑯
森島倫生⑰、鈴木英雄⑱、水崎久司⑲、森下孝雄⑳、鈴木緑㉑、中村千ひろ㉒、鈴木要㉓
高林美智代㉔

欠席委員 2 名

袴田博子⑨、内山進吾⑪、

事務局職員 14 名

木下穰、石田潤司、奥山英洋、平野寿宏、縣弘之、吉山和志、武田英司、山田直幸、渡邊光二
青木善敬、鈴木満広、佐々木朝飛、村松ほの花、川西航汰

3 傍聴者 0 人

4 議事内容

(1) 審議事項

- 第 44 号議案 農地法第 3 条の規定による許可について
- 第 45 号議案 農地法第 4 条の規定による許可について
- 第 46 号議案 農地法第 5 条の規定による許可について
- 第 47 号議案 非農地証明について
- 第 48 号議案 農用地利用集積等促進計画案への意見について

(2) 報告事項

- 報第 45 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 報第 46 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について
- 報第 47 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について
- 報第 48 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報第 49 号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について
- 報第 50 号 農地の地目変更登記に係る報告について
- 報第 51 号 共有者不明農用地等に係る公示の結果に関する通知について

5 記録方法全部記録、録音無

6 会議記録

局長　　みなさん、こんにちは。

本日はお忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

それでは、只今から令和8年第7回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

なお、本日の出席委員数ですが、24名のところ22名と過半数を超えておりますので、本会が成立しますことをご報告申し上げます。欠席者につきましては、議席番号9番袴田博子委員、議席番号11番内山進吾委員となります。

また、会議中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードに設定するようお願いいたします。

それでは、後藤会長、ご挨拶に続いて開会宣告をお願いいたします。

会長　　皆さん、こんにちは。毎日猛暑が続いており、今日も36度を超える暑さの中で作業をされている方、またハウス等の中で作業をしている方、本当にお疲れさまです。一人で作業をしていると、倒れた時に助けてくれる人がおらず、最悪の場合亡くなってしまうこともあります。その場合、一人での作業は十分に気をつけてもらって、なるべく二人以上で作業を行うことが大事だと考えております。そんな中、総会に定刻どおりお集まりをいただき、誠にありがとうございます。

さて、農業委員会として耕作放棄地に対する取り組みの一環として、皆さんに8のつく日に農地パトロールを実施していただいているところです。今度の8月24日の月曜日に浜松農業振興協議会が開催されます。その時に、農業委員会の取り組みとして、「耕作放棄地を農地パトロールによって早期発見し、早期に対応する」という目標に向かって、農業委員、最適化推進委員、調査員が一丸となって活動しているということ、そして皆で同じ方向に向かって進めていきたいという旨をお伝えしたいと考えております。そのことについて、意思統一を図りたいと思いますので、皆さんに配布した資料を読み上げたいと思います。

農業委員会として考えるならば、耕作放棄地が増えてから対応するのではなく、耕作放棄地を生まない仕組みを作ることが大切だと考えます。現在の浜松市では、農業者の高齢化や後継者不足により、作れなくなったら荒れてしまうという流れが各地で起きています。そのため、農業委員会の役割も、単なる農地利用状況調査にとどまらず、日頃から地域を巡回して小さな変化を早期に把握することが求められます。週1回程度の農地パトロールを実施し、草が伸び始めた農地、作付けされていない農地、高齢で管理が難しくなっている農家を早い段階で把握すること。その上で所有者の意向を確認し、隣接農家や認定農業者、地域の担い手へ橋渡しをする仕組みを強化することは非常に効果的だと考えます。一方で、それだけでは抜本的な解決にはなりません。今の農地は区画が小さく、形状も不整形で、農道や排水施設も十分ではありません。担い手が農地を引き受けても、作業効率が悪く採算が合わなければ、将来また耕作放棄地が増えてしまいます。そのため、20年、30年先を見据えた農地の基盤整備を進める必要があります。私は、浜松市には「未来の農地投資」という考え方が必要だと感じています。具体的には、浜松市単独の農地整備事業の創設、静岡県単独事業との連携による予算確保、小規模でも地域が取り組める区画整備、農道・排水路整備への支援、地域計画と連動した重点整備地区への集中的な投資。これらを計画的に進めることで、「借りたい農地」、「引き継ぎ

たい農地」に変えていくことができます。農地は個人の財産であると同時に、地域の食料生産や景観、防災を支えている社会資本でもあります。だからこそ、農地を守ることは農家だけの課題ではなく、市や県が将来への投資として取り組む政策ではないでしょうか。「農地を守る」だけではなく、「未来へ引き継ぐ」。この視点に立ち、早期発見・早期対応と、将来を見据えた基盤整備を車の両輪として進めることこそが、浜松市の農業を次世代につなぐ最も重要な施策ではないでしょうか。

以上のことをお伝えし、提案したいと思っておりますので、それぞれの調査会においても、皆で同じ気持ちで農地パトロールをやるのだということをぜひ共有していただきたいと思います。そして、浜松の農業を皆で盛り上げていきたいと思えます。

今日はよろしくお願いします。

局長 ありがとうございます。

それではここからの進行は、議長として後藤会長にお願いいたします。

議長 それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 それでは、議席番号 8 番の足立侑律委員、議席番号 10 番島英雄委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。第 44 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

石田 それでは、お手元の議案 1 ページをご覧ください。

第 20 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

青木 今月の申請案件は、地区「笠井」、整理番号 156 番外 33 件でございます。

申請の内訳でございますが、所有権の売買に係る案件が 21 件、贈与に係る案件が 3 件、賃貸借に係る案件が 2 件、使用貸借に係る案件が 6 件、区分地上権に係る案件が 2 件でございます。

また、新規の方は 9 件です。

それでは、整理番号に○を付した案件について説明いたします。

議案 2 ページ、地区「雄踏」、整理番号 161 番は賃貸借に係る案件でございます。

賃借人は、[] の [] さん、[] 歳でございます。[] さんは 2 年ほど農業法人にパート従業員として勤務し、大根・玉葱の栽培を経験したほか、勤務先の畑を借りてチンゲン菜・ハラペーニョを栽培してきたとのことです。

今回、本格的に就農するため、本申請地を借り受けることとなりました。

申請地は、[] の畑 2 筆 767 m²で、許可後はチンゲン菜、唐辛子、菜の花を栽培していく計画です。申請者は、今後、耕運機及び軽トラックを購入する予定です。なお、出荷先は [] を予定しております。

以上の案件につきましては、「浜松市農地法第 3 条に係る許可基準」第 4 条に基づき、許可後 1 年以内に耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

続きまして、議案 3 ページ、地区「新津」、整理番号 168 番は、賃貸借に係る案件でございます。

賃借人は、[]に本店を置く[]でございます。同社は、[]の子会社である[]の特例子会社でございます。特例子会社とは、一定の要件を満たし、厚生労働大臣の認定を受けた場合、その子会社に雇用されている障害者を親会社に雇用されているものとみなし、親会社の実雇用率を算定できる制度です。同社は、市内で16年前から農家に社員を派遣する形で農作業を受託しており、現在は10軒の農家と契約しているとのこと。

今回、受託先で社員が農作業に従事する中で、農家の求める作業に応じることができない社員がいることから、これらの社員の活躍の場及び派遣前の訓練の場として耕作を行うため、申請地を借り受けることとなりました。

申請地は、[]の畑1筆297㎡で、許可後は玉葱・サツマイモを栽培していく計画です。なお、作物は本社のカフェで販売する予定です。

以上の案件につきましては、農林水産省令で定めるところにより、毎年、当該農地の利用状況を報告していただく条件を付してまいります。

続きまして、議案5ページ、地区「北浜」、整理番号182番は使用貸借に係る案件でございます。

借受人は、[]の[]さん、[]歳でございます。[]さんは、兼業で農業を始めることを考え、母親及び友人と栽培した作物を[]で販売するため農地を探していたところ、農地銀行に登録されていた本申請地を見つけ、借り受けることとなりました。

申請地は、[]の畑で、許可後は玉ねぎを栽培していく計画です。申請者に農業経験はありませんが、母親が以前から自宅横の畑で家庭菜園を行っているため、その指導を受けながら耕作していく計画です。農機具に関しては耕うん機を1台所有しており、マルチ等その他必要なものは[]で借りる予定です。

なお、出荷先は[]を予定しております。

以上の案件につきましては、「浜松市農地法第3条に係る許可基準」第4条に基づき、許可後1年以内に耕作状況を報告していただく条件を付してまいります。

説明は以上でございます。

- | | |
|------|--|
| 議 長 | それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。始めに、中ノ町・笠井地区調査会の松島委員からお願いします。 |
| 松 島 | 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。 |
| 議 長 | 続いて、積志地区調査会の青木委員からお願いします。 |
| 青 木 | 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。 |
| 議 長 | 続いて、入野・富塚・和合・神久呂・雄踏地区調査会の谷野委員からお願いします。 |
| 谷 野 | 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。 |
| 議 長 | 続いて、湖東・花川地区調査会の江間委員からお願いします。 |
| 江 間 | 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。 |
| 議 長 | 続いて、篠原・舞阪地区調査会の鈴木満彦委員からお願いします。 |
| 鈴木満彦 | 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。 |
| 議 長 | 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。 |

足立 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
 議長 続いて、新津・可美・江西地区調査会の島委員からお願いします。
 島 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
 議長 続いて、三方原地区調査会の内山委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。
 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでしたと報告を受けております。
 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。
 岡本 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
 議長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。
 山中 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
 議長 続いて、引佐地区調査会の安間委員からお願いします。
 安間 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
 議長 続いて、三ヶ日地区調査会の分を私からご報告申し上げます。
 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
 続いて、浜名・北浜地区調査会の平野委員からお願いします。
 平野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
 議長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。
 森島 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
 議長 続いて、天竜・龍山地区調査会の鈴木英雄委員からお願いします。
 鈴木英 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
 議長 最後に、春野地区調査会の水崎委員からお願いします。
 水崎 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
 議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
 只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。
 （意見なし）
 議長 それでは採決いたします。
 第 44 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」は、原案どおり承認すること
 にご異議ございませんか。
 （異議なし）
 議長 異議ないものと認め承認することといたします。
 次に、第 45 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」を上程いたします。事
 務局から、説明をお願いします。
 石田 それでは、お手元の議案 7 ページをご覧ください。
 第 45 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」でございます。担当から説明
 いたします。
 青木 今月の申請案件は、地区「三方原」、整理番号 34 番外 6 件でございます。
 転用目的別の内訳は、農家住宅・農業用施設関連が 2 件、自己用住宅関連が 1 件、長
 屋住宅が 1 件、貸駐車場が 1 件、営農型太陽光発電が 2 件でございます。
 また、農地区分別の内訳は、農用地区域内農地が 1 件、第 1 種農地が 2 件、第 3 種農

地が4件でございます。

なお、是正案件は35番、37番、39番です。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。
始めに、三方原地区調査会の内山委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

調査会で審議した結果、特に問題はありませんでしたと報告を受けております。

続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。

山中 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、浜名・北浜地区調査会の平野委員からお願いします。

平野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 続いて、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。

森島 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

只今の事務局説明、調査会の報告について、発言のある方は挙手願います。

(意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。

第45号議案「農地法第4条の規定による許可について」は、原案どおり承認すること
にご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第46号議案「農地法第5条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

石田 それでは、お手元の議案9ページをご覧ください。

第46号議案「農地法第5条の規定による許可について」でございます。担当から説明いたします。

山田 今月の申請案件は、地区「長上」、整理番号391番外78件でございます。

転用目的別の内訳につきましては、農家住宅・農業用施設関連が4件、自己用・共同住宅関連が43件、事業用の建物関連が10件、駐車場・資材置場等事業用のその他施設への転用が15件、蓄電施設が3件、営農型太陽光発電が2件、一時転用が2件でございます。

農地区分別の内訳につきましては、農用地区域内農地が10件、第1種農地が6件、第2種農地が15件、第3種農地が48件でございます。

なお、是正案件は391番、395番、412番、422番、450番、458番、459番、461番、467番です。

それでは、整理番号に○を付した案件について説明いたします。

議案11ページ、地区「入野」、整理番号406番をお願いします。

の畑14筆5,285㎡について、蓄電設備を設けたいという申請でございます。

申請者は、[]に本店を置き、[]を営む法人です。この度、再生エネルギーの導入拡大や電力の安定供給に向けて、電力の需要・供給に応じて充放電できる系統用蓄電池施設を設置するため申請に至ったものでございます。

申請地は、[]の南西約 750m に位置する農地で、現在は保全管理されております。

農地区分につきましては、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。

本事業は、特別高圧線からの変電施設を設置し、中間変圧器 11 台、蓄電池コンテナ 22 台を設置し、総蓄電容量 110,300kWh、出力 30,234kW となる蓄電設備を整備する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。

申請地の周囲には、防音壁及びフェンスを設置する計画であること、雨水排水については、敷地外周を土堰堤で囲い、敷地内側溝から集水桝を通して道路側溝へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。

また、浜松市適正な蓄電池設備の設置等に関する要綱、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく手続きを経ていること、盛土規制法に基づく申請が済んでいること、中部電力との接続契約が完了していること、消防法及び道路法に係る手続きについて協議済みであること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 12 ページ、地区「神久呂」、整理番号 409 番をお願いします。

[]の畑 1 筆 6,349 m²のうち転用面積 8.08 m²について、営農型太陽光発電施設を設置したいという申請でございます。

申請者は、[]に本店を置き、[]を営む法人です。近年の電力需要を考慮し、この度、日照条件の良い申請地を借り受け、営農型太陽光発電事業を行うため、許可日から 3 年間の一時転用申請に至ったものでございます。

申請地は、[]の北東約 1.2km に位置する農地です。

申請地は、農用地区域内の農地ですが、不許可の例外規定である一時転用に該当いたします。

本事業は、営農型太陽光発電設備の支柱及びキュービクル部分について転用するもので、下部の農地ではレモンを栽培する計画です。営農者は、[]にてみかん・レモンを 19ha 以上栽培している認定農業者で、栽培技術等を考慮した結果、問題ないと判断いたしました。

なお、認定農業者が下部農地を耕作する場合、一時転用許可期間は最大で 10 年となりますが、今回の営農者は浜松市内における営農型太陽光発電設備の下部農地での耕作実績が少ないことから、申請者と調整の上、許可期間を 3 年としております。

また、中部電力との接続契約が完了していること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められます。加えて、空中部分を利用するための区分地上権も同時に申請されていることから、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 13 ページ、地区「伊佐見」、整理番号 413 番をお願いします。

の畑 1 筆 3,852 m²について、資材置場を設けたいという申請でございます。

申請者は、に本店を置き、を営む法人です。

取引先からの受注増加に伴い、取り扱う資材の種類と量が増加し、現在の敷地内では新たな資材の置き場所が不足しているため、既存資材置場の隣接地に新たに資材置場を設けるため申請に至ったものでございます。

申請地は、の北東約 500m に位置する農地です。申請地の農地区分につきましては、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。

本事業は、資材置場、駐車場、緑地、調整池等を整備する計画であり、事業計画からみて、転用面積は適当と思われます。

申請地はアスファルト舗装し、周囲には見切壁を設置する計画であること、雨水排水は、敷地内側溝から調整池に流入させ、河川へ制限放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。

また、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 13 ページ、地区「伊左地」、整理番号 414 番をお願いします。

の畑 8 筆 5,938 m²について、工場を設けたいという申請でございます。

申請者は、に本店を置き、を営む法人です。

事業拡大に伴い、既存の工場が手狭になってきたことから、本店から近い申請地に新たに工場を建築し、外部委託している部門の集約と効率化を図るため申請に至ったものでございます。

申請地は、の北東約 800m に位置する農地で、現在は保全管理されております。

申請地の農地区分につきましては、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。

本事業は、工場 2 棟、研究所、緑地、駐車場、調整池等を整備する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。

申請地はアスファルト舗装し、周囲には見切工を設置する計画であること、雨水排水は、敷地内側溝から調整池に流入させ、道路側溝へ制限放流する計画であることから周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。

また、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく手続きを経ていること、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 14 ページ、地区「篠原」、整理番号 416 番をお願いします。

の畑 32 筆 22,241 m²について、工場を設けたいという申請でございます。

す。

申請者は、[]に本店を置き、[]を営む法人です。

2018 年から国立大学や研究機関と共に、藻類の共同研究を行ってきましたが、この度、微細藻類の研究・製造を行う「藻類試作製造施設」を設置するため申請に至ったものでございます。

申請地は、[]の西約 800m に位置する農地で、現在は耕作放棄地となっております。

申請地の農地区分につきましては、第 2 種農地に該当すると判断いたしました。

本事業は、池沼・原野を含めた全体計画区域 48,844.82 m²に、工場 2 棟、研究所 2 棟、培養スペース、駐車場、緑地等を整備する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。

申請地はアスファルト舗装し、周囲には擁壁及び緑地を設置する計画であること、雨水排水は、敷地内側溝から排水路を経由し、浜名湖へ放流する計画であることから周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。

また、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく手続きを経ていること、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 15 ページ、地区「芳川」、整理番号 420 番をお願いします。

[]の田畑 5 筆 3,953 m²について、工場を設けたいという申請でございます。

申請者は、[]に本店を置き、[]を営む法人です。

取引先からの受注増加に伴い、既存の工場敷地内が手狭になっており、拡張の余地もないことから、本店から近い申請地に新たに工場を建築し、事業拡大を図るため申請に至ったものでございます。

申請地は、[]の南西約 1km に位置する農地で、現在は保全管理されております。

申請地の農地区分につきましては、第 3 種農地に該当すると判断いたしました。

本事業は、工場、駐車場、緑地、調整池等を整備する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。

申請地はアスファルト舗装し、周囲には見切工及び緑地を設置する計画であること、雨水排水は、敷地内側溝から調整池に流入させ、排水路へ制限放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。

また、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 18 ページ、地区「都田」、整理番号 440 番をお願いします。

の畑 2 筆 4,142 m²のうち転用面積 7.39 m²について、営農型太陽光発電施設を設置したいという申請でございます。

申請者は、に本店を置き、を営む法人です。近年の電力需要を考慮し、この度、日照条件の良い申請地を賃借し、営農型太陽光発電事業を行うため、許可日から3年間の一時転用申請に至ったものでございます。

申請地は、の北東約 1.2km に位置する農地です。

申請地は、農用地区域内の農地ですが、不許可の例外規定である一時転用に該当いたします。

本事業は、営農型太陽光発電設備の支柱及びキュービクル部分について転用するもので、下部の農地ではレモンを栽培する計画です。

営農者は、先ほど整理番号 409 番で説明した認定農業者と同一です。栽培技術等については問題なく、浜松市内における営農型太陽光発電設備の下部農地での耕作実績が少ないことから、申請者と調整の上、許可期間を3年としております。

また、中部電力との接続契約が完了していること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められます。加えて、空中部分を利用するための区分地上権も同時に申請されていることから、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 18 ページ、地区「都田」、整理番号 442 番をお願いします。

の畑 3 筆 13,601 m²について、工場を設けたいという申請でございます。

申請者は、に本店を置き、を営む法人です。

現在、本店にてアルミ素材仕上げ装置の設計・製作及び自動車部品の試作加工をしておりますが、受注の増加に加え、製品の大型化や試作品の多品種少量生産により手狭となり、現工場の敷地には拡張の余地がないため、この度、本申請地に工場を移転するため申請に至ったものでございます。

申請地は、の南約 700m に位置する農地で、現在は保全管理されております。

申請地の農地区分につきましては、第2種農地に該当すると判断いたしました。

本事業は、工場、倉庫、駐車場、緑地、調整池等を整備する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。

申請地は、工場部分をアスファルト舗装とし、駐車場部分を碎石敷とするほか、周囲には見切工を設置する計画であること、雨水排水は、敷地内側溝から調整池に流入させ、排水路へ制限放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。

また、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく手続きを経ていること、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 20 ページ、地区「浜名」、整理番号 456 番をお願いします。

の畑 4 筆 9,262 m²について、工場敷地を拡張したいという申請でございます。

す。

申請者は、[]に本店を置き、[]を営む法人です。

現在、[]、[]及び[]に工場を設け、[]を製造しております。[]の工場は、製品の品質、生産能力などに課題があり、新工場を建設し、他の工場の機能を一部集約することで、生産ラインの効率化を図り、製品の供給力の強化を実現するため、[]の既存工場の北側に工場敷地を拡張したく申請に至ったものでございます。

申請地は、[]南西約 1.5 kmに位置する農地で、現在は茶を耕作中です。

申請地の農地区分につきましては、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地ですが、不許可の例外規定である既存の施設の拡張に該当すると判断いたしました。

本事業は、工場、倉庫、緑地、駐車場等を整備する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われます。

申請地はアスファルト舗装し、周囲には見切工を設置する計画であること、雨水排水は、調整池を設置し、計画敷地中央の排水路へ制限放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。

また、浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱に基づく手続きを経ていること、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

説明は以上でございます。

- | | |
|------|---|
| 議 長 | それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてご報告をお願いします。
始めに、蒲・和田・長上地区調査会の岡野委員からお願いします。 |
| 岡 野 | 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。 |
| 議 長 | 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の松島委員からお願いします。 |
| 松 島 | 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。 |
| 議 長 | 続いて、積志地区調査会の青木委員からお願いします。 |
| 青 木 | 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。 |
| 議 長 | 続いて、入野・富塚・和合・神久呂・雄踏地区調査会の谷野委員からお願いします。 |
| 谷 野 | 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。 |
| 議 長 | 続いて、湖東・花川地区調査会の江間委員からお願いします。 |
| 江 間 | 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。 |
| 議 長 | 続いて、庄内地区調査会の中嶋委員からお願いします。 |
| 中 嶋 | 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。 |
| 議 長 | 続いて、篠原・舞阪地区調査会の鈴木満彦委員からお願いします。 |
| 鈴木満彦 | 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。 |
| 議 長 | 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。 |

足立 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
 議長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。
 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでしたと報告を受けております。
 続いて、新津・可美・江西地区調査会の島委員からお願いします。
 島 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
 議長 続いて、三方原地区調査会の内山委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。
 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでしたと報告を受けております。
 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。
 岡本 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
 議長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。
 山中 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
 議長 続いて、引佐地区調査会の安間委員からお願いします。
 安間 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
 議長 続いて、三ヶ日地区調査会の分を私からご報告申し上げます。
 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
 議長 続いて、浜名・北浜地区調査会の平野委員からお願いします。
 平野 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
 議長 最後に、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員からお願いします。
 森島 調査会で審議した結果、特に問題はありませんでした。
 議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
 只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。
 （森島委員、挙手）
 議長 はい、森島委員。
 森島 今月については、1町歩を超えるような工場の案件であるとか、1町歩弱の工場の案件が出ておりまして、いずれも地区調査会での協議を経て問題ないという報告でございますので、前提としては問題ないというご報告を評価して承っていきたいと思います。その上で申し上げますが、例えば 456 番などにつきましては、1種農地でございますし、認定農業者がお茶の栽培をされていた農地であったのではないかと推定をしております。そうしますと、間違いなく浜松における農業生産の生産額を引き上げるという方向ではなくて、引き下げるという方向になります。農業生産を維持しなければならないという農振除外の原則であるとか、農振法の原則、あるいは農地法の原則から議論した時に、やっぱり農業生産を後退させるということについての問題意識は、私は必要だと思っています。併せて、認定農業者の生産を後退させるということ等につきましては、松島委員が副会長をされている県の農業会議からも、あるいは国の指針、方針からも、農業生産を後退させないようという方針が出ているということでもございますので、今急にということではないですが、私ども浜松市農業委員会として、農業生産の額を、あるいは量を後退させないための転用の方向性について、改めて皆さん方と、

もう少し議論を深めたいと思いますし、農業生産を発展させていくという農業委員会本来の役割について、各委員の皆さん方と今後共有していきたいというふうに考える次第であります。この件につきまして、県の農業会議の松島副会長から、県の農業会議の見識といいますか、ご指摘があるようでございますので、その辺りについても教えていただければありがたいということでございます。

(松島委員、挙手)

議 長 はい、松島委員。

松 島 まず農業会議の話が出ましたので、そちらの方で私のわかる範囲でお答えしたいと思います。ご存知のように、農業会議は各市町 35 市町から 30a 以上の転用に関する諮問機関ということで話をしております。やはり 30a ということで、その農地を潰すということに対しては、確かに森島委員がおっしゃったように、かなり質問等が出てきますので、慎重に各市町も案件を上げる時には説明もしっかりできるようにということになっていますので、その辺はしっかりと話はしているつもりでいます。

その関連といいますか、飛び火してしまいましたが、私もちょっと一つ質問を、事務局、もしくは地元の農業委員さんに聞きたいのですが、■■■■の再生可能エネルギーですね。これ先月も 1 件出て、今月は大きな 5,200 m²以上のもの、あと細江の方で 1,200 m²ぐらいのものが 2 件出ていますが、この 5,200 m²を簡単に言うと安い時に蓄電して高い時に売るという、その利ざやで営業するということになっておりますが、この辺の 5,000 m²越えがこれから出てきた場合、市、農業委員会としては、どんどん許可を通してしまうのですか。簡単にという言い方は失礼ですが、それなりに書類が揃っていればということで、5,000 m²を潰すのはどんなものかなと思う部分もございまして、その辺も含めましてご回答をお願いします。

(谷野委員、挙手)

議 長 はい、谷野委員。

谷 野 今回調査会で出てきたわけですが、最近流行りといいますか、再生エネルギーもそうですが、蓄電設備を大規模にやるということで出てきた案件です。あの周りは田んぼの地帯ですし、耕作もそれほど積極的になされているほどではないものですからということだと思いますが、詳しくは事務局の方からお願いします。

議 長 それでは、事務局からお願いします。

吉 山 はい。まず蓄電設備ですが、基本的に浜松市のカーボンニュートラル推進課ということで、今年度の 4 月から浜松市適正な蓄電池設備の設置等に関する要綱というのを作りまして、その基準に合致している事業者でないとできないという前提がございまして、面積につきましては、農地転用からすると、一般基準と立地基準に当てはめると、何千 m²だとだめというような規制は掛けられないのかなとは思っております。

それと蓄電施設ですが、基本的にお金がかかりかかるものになりまして、今回の施設でも事業費は五十億円以上になるものですから、大きい案件という、全国的に蓄電施設をやられている会社でないと、そもそも申請が出てこないのかなとは思っております。こういう企業ですと、基本的にしっかり整備をしていただきますし、住民説明等も丁寧に何回も行っていただいておりますので、その辺については特に心配はしていない

ところでございます。以上です。

議 長 他にはよろしいでしょうか。それでは採決いたします。

第 46 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 47 号議案「非農地証明について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

石 田 それでは、お手元の議案 23 ページをご覧ください。

第 47 号議案「非農地証明について」でございます。担当から説明いたします。

山 田 今月の申請案件は、地区「三ヶ日」、整理番号 17 番外 4 件でございます。

地区「三ヶ日」、整理番号 17 番の申請地は、耕作困難のため、昭和 60 年に植林されたものです。

地区「三ヶ日」、整理番号 18 番の申請地は、耕作困難のため、昭和 60 年に植林されたものです。

地区「天竜」、整理番号 19 番の申請地は昭和 53 年に物置が建築され、宅地利用されているものです。

地区「天竜」、整理番号 20 番の申請地は、耕作困難のため、昭和 60 年に植林されたものです。

地区「天竜」、整理番号 21 番の申請地は昭和 61 年 9 月に車庫が建築され、宅地利用されているものです。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。

第 47 号議案「非農地証明について」は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 48 号議案「農用地利用集積等促進計画案への意見について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

石 田 それでは、お手元の議案 25 ページをご覧ください。第 48 号議案「農用地利用集積等促進計画案への意見について」でございます。担当から説明いたします。

村 松 別冊 1 について、事務局より説明いたしますが、この中に委員該当案件がありますので、よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、委員該当案件がありますので、水崎委員はご退室をお願いします。

(水崎委員退室)

議 長 それでは、事務局、説明をお願いします。

村 松 それでは、別添資料の別冊 1 をご覧ください。

農用地利用集積等促進計画案でございます。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく貸借は、中間管理機構である県の農業振興公社が農用地利用集積等促進計画を県知事に申請し、認可されることで成立することとなり、農用地利用集積等促進計画の案は市が作成し、農業委員会の意見を聞いて、公社へ提出いたします。

1枚めくって頂きまして、「内訳表」の「5 分類別内訳」をご覧ください。今回は、合計 295 筆、232,398.98 m²でございます。

始期は令和 8 年 9 月 20 日となります。

その次の 1 ページから明細を掲載しております。

1 ページから 17 ページは、新規または更新により新たに、農地所有者から公社が借入れ、公社から耕作者へ貸し付けを行っていくもの、19・20 ページは、すでに農地所有者から公社が借入れ、公社から耕作者へ貸し付けを行っている農地について、集約等を行う目的で現耕作者及び新耕作者との協議が整ったものについて耕作者変更を行うものです。

21・22 ページは、機構である公社が農業振興地域内の農用地区域、いわゆる青地農地を買い入れて、認定農業者等へ売り渡す、機構を介した売買を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 7 条において「農地売買等事業」として特例的に認められているものです。

また、農地所有者から公社への買い入れと、公社から認定農業者等の耕作者への売り渡しを一括で行う計画です。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、各調査会における補足説明等はありませんか。

(意見なし)

議 長 その他、何かご意見、ご質問はございませんか。

(意見なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 48 号議案「農用地利用集積等促進計画案への意見について」は、特段異議はございませんという回答にすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、回答することといたします。

それでは、水崎委員はご入室をお願いします。

(水崎委員入室)

議 長 次に、報告事項の第 45 号から第 51 号までを、事務局から報告をお願いします。

石 田 議案 27 ページをご覧ください。

報告事項につきましては、一覧のとおりでございます。

このうち、報第 51 号共有者不明農用地等に係る公示の結果に関する通知について、担当からご説明します。

武 田 それでは、議案 57 ページをご覧ください。報第 51 号「共有者不明農用地等に係る

公示の結果に関する通知について」でございます。

これは、共有者の一部が不明な農地について、農地中間管理機構が公的に借り上げ、農業者に貸し出す制度です。

今回は、[REDACTED]の畑1筆について借り受けを希望している農業者からの申し出により、所有者不明農地制度による探索を行いました。その結果、共有者の一部は判明しましたが、持分の過半に至りませんでした。

このため、共有者不明農地制度にて公示を行い、不確知共有者から異議の申出がなかった土地について農地中間管理機構に通知したものです。

来月8月の総会に上程する農用地利用集積等促進計画(案)に当該物件が含まれます。

報第51号「共有者不明農用地等に係る公示の結果に関する通知について」の報告は以上です。

石 田 報告事項については以上でございます。

議 長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。

それでは、その他として、委員の皆様から、活動を通して何かありましたらお願いいたします。

岡 野 ・蒲・和田・長上地区調査会報告について

足 立 ・芳川・飯田地区調査会への中立委員、除外担当者の出席について

・草刈り旬間について

・調整区域における開発許可制度見直し案に関するパブリックコメントについて

議 長 ・地区調査会への利害関係のない農業委員の出席について

議 長 それでは、事務局からその他連絡事項がありましたら、お願いいたします。

武 田 ・地域計画について

・推進委員研修会の開催について

鈴木満広 ・次期の改選について

・地区別農業委員研修会について

・浜松市農業委員会研修会について

今後の会議予定

・令和8年第8回農業委員会総会

日時 令和8年8月17日(月) 午後2時30分から

場所 北行政センター3階31・32会議室

議 長 以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。長時間に亘り、ご熱心な討議ありがとうございました。これをもちまして、第7回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後4時00分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

令和 年 月 日()

会長

委員

委員